

小田急グループ 人権方針

小田急グループ（以下、「当社グループ」という）は、事業を通じて、お客さまの価値ある時間や空間《かけがえのない時間（とき）》を創造・提供していくことで、お客さまの大切な時間を快適で心地よいものにするお手伝いをし、良きパートナーとして明るくしあわせな社会《ゆたかなくらし》の実現に貢献することを経営理念としています。

人権の尊重は、私たち一人ひとりが経営理念を実現し、社会とともに持続的に発展していくための根幹となるものであり、そのためには、お客さまやお取引先、地域のみなさまをはじめとした、あらゆる人々（以下、「ステークホルダー」という）の人権が尊重されなければなりません。人々の尊厳が守られ、敬意を払われるようにするため、私たちは国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「小田急グループ人権方針」（以下、「本方針」という）を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 基本的な考え方

当社グループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、および労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の、人権に関する国際規範を支持・尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループの経営理念に基づいて人権尊重の取り組みを定めるものであり、当社グループのすべての役員（これに準ずる者を含む）および従業員（嘱託、パート従業員、臨時従業員等、期間を定めて雇用される従業員を含む）に適用されます。また、当社グループのお取引先およびその他の関係者に対しても働きかけていきます。

3. 人権尊重の責任

当社グループは、すべてのステークホルダーの人権を尊重します。あらゆる差別（人種、宗教、性別、年齢、国籍）、ハラスメント、強制労働、児童労働、非人道的な扱い等を禁止し、結社の自由や賃金、労働時間、安全管理等も含めた適切な労働条件、労働環境を守ります。また、お客さまに安全なサービスを提供し、適切な情報開示を行うとともに、地域の皆さまに事業活動が影響を与える可能性を考慮して地域社会との共生を図ります。

4. 人権尊重の取り組みの実践

当社グループは、人権を尊重する責任を果たすため人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、その仕組みを通じて人権への負の影響を特定し、その防止・軽減、取り組みの実効性評価、説明責任の履行に取り組めます。

5. 教育・研修

当社グループは、本方針が事業活動のなかで効果的に実行されるよう、役員および従業員に対して適切な教育と研修を実施するとともに、本方針が事業活動全体に定着するよう取り組んでいきます。

6. 対話・協議

当社グループは、本方針の一連の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話・協議を、誠実に行います。

7. 是正・救済

当社グループの事業活動において、人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処します。また、お取引先において負の影響が引き起こされ、自社の事業等が人権の負の影響に関連している場合、当社グループは当該関係者に対し、人権を侵害しないよう働きかけます。

8. 責任者

当社グループは本方針実施の責任者として経営企画本部担当役員を置き、当該責任者は本方針が遵守されているか監督する責任を負います。

2024 年 1 月 1 日制定